資料１－２

平成18年10月2日
国土交通省住宅局

シティハイツ竹芝（東京都港区）におけるエレベーター事故について

１．事故の概要

発生日時：　平成18年6月3日(土)午後7時20分頃

発生場所：　港区芝1－8－23　港区特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝12階

※当該建築物は地下2階、地上23階の複合施設（港区特定公共賃貸住宅、港区障害者住宅、港区立障害保険福祉センター）。エレベーターは住宅用2基、福祉施設用3基

被 害 者：　市川大輔（いちかわひろすけ）さん（16歳、高校2年生）窒息により死亡

事故概要：　12階エレベーター出入口で、市川大輔さんが自転車とともにエレベーターから降りようとしたところ、ドアが開いたままの状態でエレベーターが上昇し、エレベーター出入口の天井部分とエレベーターの床部分の間に挟まれた。病院に搬送されたが間もなく死亡。

２．エレベーターの概要

・事　故　機：　シンドラーエレベータ(株)製（定員：28人）

・計画通知（昇降機）：　平成9年5月6日（港区→東京都）

・完了検査済証：　平成10年3月23日交付（東京都→港区）

※港区所有の建築物のため、建築基準法に基づく東京都への定期報告の義務対象外（定期的な点検のみ管理者に義務付け。17年度は9月に実施。）

・施設管理者：　(財)港区住宅公社（平成18年度から港区が指定管理者として指定。それ以前は港区から公社に委託管理。）

・管理委託先（H17年度からは一般競争入札による選定）：

平成18年度　エス・イー・シーエレベーター(株)

平成17年度　(株)日本電力サービス中央営業所

平成16年度　シンドラーエレベーター(株)東京支社

※港区によると、平成15年4月以降、住宅用の2基について、49件の不具合や苦情等が確認されている。

３．国土交通省の主な対応

○ 事故直後より、特定行政庁等に対し、シンドラーエレベータ(株)製のエレベーター等に関する緊急点検等を指示するともに、同社からの事情聴取等を行い、

事実関係の把握等情報収集。

○ ６月１５日には、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故･災害対策部会（以下「事故部会」という。）を緊急開催し、部会の下にエレベーターワーキングチームを設置して再発防止に向け検討。

○ エレベーターワーキングチームからの中間報告を受け、9月29日に事故部会中間報告を取りまとめ。

４．建築基準法の基準について

○ 建築基準法令では、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じていなければ、かごを昇降させることができない安全装置の設置等を義務づけ。（建築基準法施行令第129条の10第３項第１号）

○ また、おおむね6ヶ月から１年までの間隔をおいて、特定行政庁が定める時期ごとに、昇降機検査資格者等に検査や損傷、腐食その他劣化の状況の点検をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければならないこととされている。（建築基準法第12条第3項、同法施行規則第4条の20、同第6条）

エレベーターの安全確保について　中間報告（概要）

社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会

＜基本的考え方＞

エレベーターの安全は、一義的にはその建築物の建築主・管理者及びそれらの者が選定したエレベーターメーカーや保守管理会社が確保するものであるが、さらに、建築確認・検査制度や定期検査・報告制度等により確実なものとするものであり、これらの枠組みを基本としつつ対策を検討。

○設置時の安全確保

建築基準法において最低限必要な安全性能について規定するとともに、法に適合したエレベーターが確実に供給され設置されることが必要。

○設置後の定期検査等による安全確保

定期検査により法に適合していることが確認されるとともに、日常の保守管理が適切に行われることが必要。

○不具合情報等の提供・共有等

部品の設計・製造上の欠陥があった場合、当該部品等を使用している他のエレベーターについても部品の改修等を行うため、不具合情報等の提供・共有が必要。

設置時の安全確保のための施策

①運転制御プログラムから独立した戸開走行防止装置の義務化

運転制御プログラムから独立した戸開走行防止装置の義務づけを検討（ただし、安全制御プログラムによるものは、第三者の専門家による認証・確認）。 なお、設計・製造上の欠陥による事故が発生した場合の被害拡大・再発防止策として、リコール的な仕組みの導入も視野に総合的検討が必要。

②制動装置の二重化等の義務化

新たに制動装置の二重化等や上向きの非常止め装置等について義務づけを検討。

③安全装置等への第三者の専門家による認証・確認等の導入

電磁ブレーキ、非常止め装置、油入緩衝器等の性能について、第三者の専門家が認証・確認等する制度の導入を検討。

④建築確認・検査の適確な実施

確認審査等に関する指針等により徹底。

⑤既設エレベーターの安全確保の推進

定期検査の機会を捉え、新たな基準等の周知・改善指導、法に基づく勧告・命令等を実施。

設置後の定期検査等による安全確保のための施策

①定期検査の実施方法の見直し

次回検査までの性能維持も含め、検査手法の確立、検査項目・検査方法の充実、判断基準の定量化、報告方法の明確化等を図り、法令等に反映。

②定期報告の内容の充実

定期報告の内容を充実し、過去の不具合等の記録も含め、建築物の所有者・管理者、利用者、保守管理業者による適切な情報共有を推進。

③定期検査を行う者の能力の確保

講習内容の充実等により技術力の確保・向上を図るとともに、資格者の業務の適正化を図るための仕組みを整備。

④建築物の所有者等による適切な保守管理に必要な情報の整備

保守管理業者の選定のためのガイドライン、保守管理業務標準契約約款、標準取扱説明書の作成・周知を図るとともに、必要に応じメーカーによる保守管理業者の講習等の実施を推進。

不具合情報等の共有等のための施策

○不具合情報等の収集・提供等を行う仕組みの構築

定期検査・報告等で把握された不具合情報等について、全国規模で収集・類型化等を行う仕組みの構築を検討。